

令和元年度

事業報告書

独立行政法人自動車事故対策機構

## 1. 法人の長によるメッセージ

### 1. 国民の皆様へ

独立行政法人自動車事故対策機構（National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid。以下「NASVA」という。）は、「NASVAは安全・安心のパートナー ～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～」を基本理念に被害者支援と自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会の実現を目指して活動しております。

具体的には、被害者援護業務として自動車事故の被害者やその家族の方々に対して、介護料の支給や受給者宅への訪問、家族間の交流会の実施、重度後遺障害者の治療・看護のための療護施設の設置・運営、交通遺児等への育成資金の無利子貸付や交流の場である「友の会」の運営、相談窓口の設置等による支援を行うなど、経済的支援はもとより精神的支援の充実に努めています。また、安全指導業務として運送事業者のドライバーや運行管理者の方々を主体に安全運転を徹底していただくため、事故防止に効果のある運転適性診断や輸送の安全確保に必要な管理手法の習得を目的とした運行管理者等指導講習及び安全マネジメント業務を全国的に実施するなど、幅広い分野できめ細かな事業を展開しています。さらに、皆様が自動車を購入される際、より安全な車を選択していただくため、利用者の立場で自動車アセスメントを実施し、その情報を広く提供するなどの事業も併せて行っています。

平成 29 年度から開始した第四期中期計画においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、独立行政法人として担うべき業務を念頭において、業務の質を確保しつつ、業務を効率的に運営することとしています。

具体的には、ユニバーサルサービスを確保しつつ、安全指導業務を実施するとともに、同業務へ参入を予定している民間事業者に対する研修等の支援を積極的に行います。被害者援護業務の強化を図り、また、自動車アセスメント情報提供業務について、安全性の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討の実施などその内容の充実を図っていくこととしています。

令和元年度の取組としては、指導講習及び適性診断のユニバーサルサービスを確保しつつ全国で実施するとともに、安全指導業務の民間参入支援を実施しました。また、訪問支援の充実・強化、介護料受給者や交通遺児等家族相互の交流の促進など精神的支援を強化するとともに、空白地域となっている地方を中心に小規模な委託病床を設置するなど被害者援護の強化に努めました。さらに歩行者対応の「被害軽減ブレーキ」の夜間（街灯なし条件）の性能評価等の検討を行うなど自動車アセスメント業務の充実・強化に努めました。

NASVA の使命は、被害者支援と自動車事故の防止にあることを常に肝に銘じ、今後とも、「安全・安心のパートナー」として、NASVA にしかできないサービスの提供と情報の発信に努め、広く社会の期待に応えてまいりたいと考えております。

国民の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



独立行政法人 自動車事故対策機構  
理事長 濱 隆司

### シンボルマーク



NASVA とは、独立行政法人自動車事故対策機構の英訳名（National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid）の略称で、「ナスバ」と発音します。シンボルマークの背景には、白いラインで NASVA の N を表しています。また、A と V から光が拡がる様子は、人々の未来が明るく、光に満ちた希望あふれるものであるようにという NASVA の願いが込められています。

## 2. 法人の目的、業務内容

- (1) 法人の目的（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号。以下「機構法」という。）第3条）

NASVAは、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的としております。

- (2) 業務内容

NASVAは、機構法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

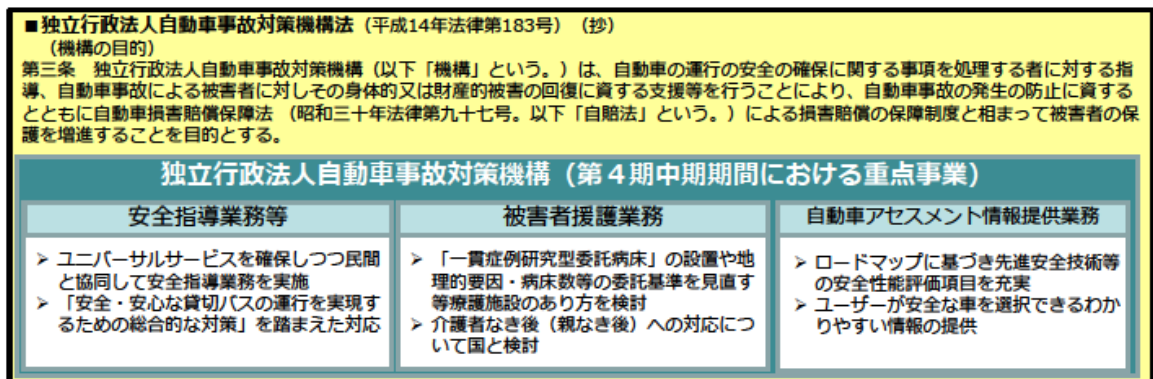
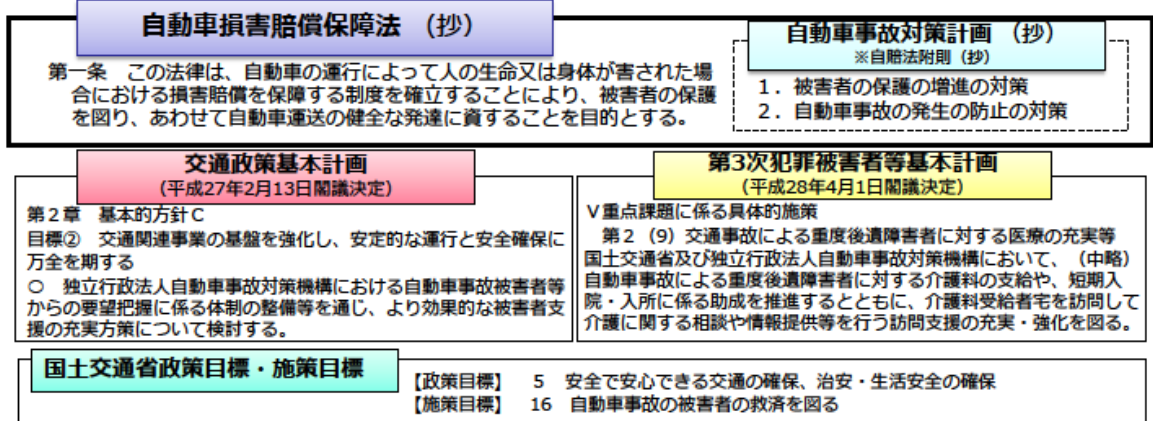
- ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）の用に供する自動車（以下単に「自動車」という。）の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、当該事項に関する指導及び講習を行うこと。
- イ 自動車の運転者に対し、適性診断（自動車の運行の安全を確保するため、自動車の運行の態様に応じ運転者に必要とされる事項について心理学的又は医学的な方法による調査を行い、必要に応じて指導することをいう。）を行うこと。
- ウ 自動車事故による被害者で後遺障害（傷害が治ってもなお身体に存する障害をいう。以下同じ。）が存するため治療及び常時の介護を必要とするものを収容して治療及び養護を行う施設を設置し、及び運営すること。
- エ 自動車事故により介護を必要とする後遺障害をもたらす傷害を受けた者であって国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、介護料を支給すること。
- オ 次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者に必要な資金の全部又は一部の貸付けを行うこと。
- (ア) 自動車事故により死亡した者の遺族又は国土交通省令で定める後遺障害をもたらす傷害を受けた者の家族である義務教育終了前の児童
- (イ) 自動車事故による損害賠償についての債務名義を得た被害者であって当該債務名義に係る債権についてその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められるもの
- カ 次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者が損害賠償額又は損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行うこと。
- (ア) 自賠法の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者
- (イ) 自賠法第4章の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者
- キ 自賠法による損害賠償の保障制度について周知宣伝を行うこと。
- ク 自動車事故の発生の防止及び被害者の保護に関する調査及び研究を行い、その成果を普及すること。
- ケ 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

自動車事故による惨禍は、被害者やその家族に深刻な被害をもたらすものであり、依然として大きな社会問題となっていることから、一層の対策を講じていく必要があります。国土交通省では、自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済を含む。）、政府の自動車損害賠償保障事業及び自動車事故対策計画に基づく事業（以下「自動車事故対策事業」という。）の3つを柱とした、自賠法に基づき、被害者保護の増進及び自動車事故の発生防止策を実施しております（政策目標5 施策目標16 自動車事故の被害者の救済を図る（表番号「国土交通省 28-⑯」関連）等）。

NASVAは、政府等からの出資金により設立した自動車事故対策センターを前身に特殊法人等改革の一環として平成15年10月に新たに独立行政法人として発足した機関であり、この自動車事故対策事業のうち、民間に委ねた場合には実施されないおそれがある自動車事故の被害者保護の増進を目的とした事業（以下「被害者援護業務」という。）を行うとともに、ユニバーサルサービスを確保しつつ提供される必要がある自動車運送事業者等に対する安全指導業務等（指導講習及び適性診断等をいう。以下同じ。）、安全性能の高い自動車の普及促進を図る自動車アセスメント情報提供業務を一体的に実施し、自動車事故発生の防止と被害者保護を増進することにより、安全・安心な車社会を実現する役割を担っています。

### (独) 自動車事故対策機構 政策体系図



## 4. 中期目標

### (1) 概要

第4期中期目標期間；平成29年4月1日～令和4年3月31日

自動車事故による惨禍は、被害者やその家族に深刻な被害をもたらすものであり、依然として大きな社会問題となっていることから、一層の対策を講じていく必要があります。

NASVAは、被害者援護業務を行うとともに、ユニバーサルサービスを確保しつつ提供される必要がある自動車運送事業者等に対する安全指導業務等、安全性能の高い自動車の普及促進を図る自動車アセスメント情報提供業務を一体的に実施し、自動車事故発生の防止と被害者保護を増進することにより、安全・安心な車社会を実現することが求められています。

業務の実施においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、安全指導業務について、全国50支所の体制によりユニバーサルサービスを確保しながら、同業務への民間参入促進に向けた質の維持のための支援を積極的に行うとともに、これら民間参入等により生ずる経営資源を活用して自動車事故被害者等に対する生活面及び精神面からの支えを一層強化し、また、これら自動車事故被害者等を支えている立場から、自動車アセスメント情報提供業務について、実態に基づき効果的に事故の被害を削減するためにその内容を充実させていくことが求められています。

[詳細につきましては、第4期中期目標をご覧ください。](#)

### (2) 一定の事業等のまとめりとごとの目標

NASVAは、中期目標における一定の事業等のまとめりとごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分名は、以下のとおりです。

- i. 安全指導業務等
- ii. 被害者援護業務
- iii. 自動車アセスメント情報提供業務

## 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

NASVA では、法律に規定された NASVA の目的を役職員が共通の認識の下に一丸となって達成することができるように、基本理念及び行動指針を策定しています。

### 【基本理念】

被害者支援と自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会作りに貢献します。

### 【行動指針】

1. ナスバにしかできないサービスの提供と情報の発信に努め、広く社会の期待に応えます。
2. 社会環境の変化に迅速に対応し、新たな業務に積極的に挑戦します。
3. 公益性の高い業務としての社会的責任を常に自覚し、公平・公正に行動します。
4. 効率的な業務遂行のため、常に改善に努めます。
5. たゆまず自己研鑽に努め、高い専門性を身につけます。
6. 法令・ルールを遵守し、リスクの管理に努めます。
7. 全員が一致して業務を遂行し、活力ある職場づくりに努めます。

## 6. 中期計画及び年度計画

第4期中期計画（平成29年4月～令和4年3月）に掲げる項目及びその主な内容と令和元年度の年度計画との関係は次のとおりです。

[詳細につきましては、第4期中期計画及び年度計画をご覧ください。](#)

（注）ピンク色はセグメント区分を表しています。

第4期中期計画と主な指標等	令和元年度計画と主な指標等
<b>I. 国民に対するサービスその他の業務の質の向上</b>	
<b>安全指導業務等</b>	
1. 指導講習、適性診断の充実・改善 ✓ 指導講習インターネット予約率（各年度において80%以上） ✓ 適性診断インターネット予約率（各年度において70%以上） ✓ 一般診断支所外受診率（各年度において50%以上）	1. 指導講習、適性診断の充実・改善 ✓ 指導講習インターネット予約率（80%以上） ✓ 適性診断インターネット予約率（70%以上） ✓ 一般診断支所外受診率（50%以上）
2. 民間参入の促進（重要度：高、難易度：高） ✓ 指導講習テキスト頒布数（令和3年度末までに135,000冊以上） ✓ ナスバネット提供数（令和3年度末までに160,000件以上）	2. 民間参入の促進（重要度：高、難易度：高） ✓ 指導講習テキスト頒布数（27,000冊以上） ✓ ナスバネット提供数（32,000件以上）
3. 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着 ✓ 運輸安全マネジメントの浸透・定着に関する評価度（各年度において4.0以上）	3. 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着 ✓ 運輸安全マネジメントの浸透・定着に関する評価度（4.0以上）
4. 国の安全対策への貢献（重要度：高）	4. 国の安全対策への貢献（重要度：高）
<b>被害者援護業務</b>	
1. 治療・看護の充実（難易度：高） ✓ 遷延性意識障害からの脱却者数（令和3年度末までに116人以上）	1. 治療・看護の充実（難易度：高） ✓ 遷延性意識障害からの脱却者数（24人以上）
2. 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援 ✓ 学会等における研究発表数（各年度において33件以上）	2. 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援 ✓ 学会等における研究発表数（33件以上）
3. 介護料の支給等（重要度：高、難易度：高）	3. 介護料の支給等（重要度：高、難易度：高）

第4期中期計画と主な指標等	令和元年度計画と主な指標等
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 訪問支援実施率（各年度において前年度末受給資格者数に対する65%以上）</li> <li>✓ 新規認定者に対する訪問支援実施率（100%）</li> <li>✓ コーディネーター養成研修修了者数の割合（令和3年度末までに平成28年度末全職員の18%以上）</li> <li>✓ 介護支援効果に対する評価度（各年度において4.39以上）</li> <li>✓ 受給者等交流会実施回数（各年度において50回以上（全支所1回以上））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 訪問支援実施率（前年度末受給資格者数に対する65%以上）</li> <li>✓ 新規認定者に対する訪問支援実施率（100%）</li> <li>✓ コーディネーター養成研修修了者数の割合（平成28年度末全職員の17%以上）</li> <li>✓ 介護支援効果に対する評価度（4.39以上）</li> <li>✓ 受給者等交流会実施回数（50回以上（全支所1回以上））</li> </ul>
<p>4. 貸付・精神的支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 保護者交流会の実施回数（各年度において100回以上（全支所2回以上））</li> <li>✓ 精神的支援に対する評価度（各年度において4.61以上）</li> </ul>	<p>4. 貸付・精神的支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 保護者交流会の実施回数（100回以上（全支所2回以上））</li> <li>✓ 精神的支援に対する評価度（4.61以上）</li> </ul>
<p>5. 債権管理・回収の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 債権回収率（各年度において90%以上）</li> </ul>	<p>5. 債権管理・回収の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 債権回収率（90%以上）</li> </ul>
<p>6. 自動車事故被害者等への相談対応・広報活動</p>	<p>6. 自動車事故被害者等への相談対応・広報活動</p>
<b>自動車アセスメント情報提供業務</b>	
<p>1. 効率的・効果的な試験・評価の実施（重要度：高、難易度：高）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 年間新車販売台数に対するカバー率（各年度において80%以上）</li> </ul>	<p>1. 効率的・効果的な試験・評価の実施（重要度：高、難易度：高）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 年間新車販売台数に対するカバー率（80%以上）</li> </ul>
<p>2. わかりやすい情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 広報活動実施件数（各年度において50件以上）</li> </ul>	<p>2. わかりやすい情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 広報活動実施件数（50件以上）</li> </ul>
<b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b>	
<p>1. 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等</p>	<p>1. 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等</p>
<p>2. 一般管理費、業務経費の削減（令和3年度末までに平成28年度比で一般管理費▲15%、業務経費▲10%）、調達等合理化の取組の推進</p>	<p>2. 一般管理費、業務経費の削減（平成30年度比で一般管理費▲1.98%、業務経費▲1.49%）、調達等合理化の取組の推進</p>
<p>3. 外部評価の実施、公表</p>	<p>3. 外部評価の実施、公表</p>
<p>4. 業務の電子化及びシステムの最適化</p>	<p>4. 業務の電子化及びシステムの最適化</p>



第4期中期計画と主な指標等	令和元年度計画と主な指標等
<b>Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項</b>	
1. 財務運営の適正化	1. 財務運営の適正化
2. 自己収入等の拡大 ✓ 療護センターにおける外部検査受入件数（各年度において11,000件程度）	2. 自己収入等の拡大 ✓ 療護センターにおける外部検査受入件数（11,000件程度）
3. 保有資産の見直し	3. 保有資産の見直し
<b>Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項</b>	
1. 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	1. 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策
2. 施設及び設備に関する事項	2. 施設及び設備に関する事項
3. 人事に関する計画	3. 人事に関する計画
4. 人材の活用	4. 人材の活用
5. 自動車事故対策に関する広報活動	5. 自動車事故対策に関する広報活動

## 7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

### (1) ガバナンスの状況

#### ① 主務大臣

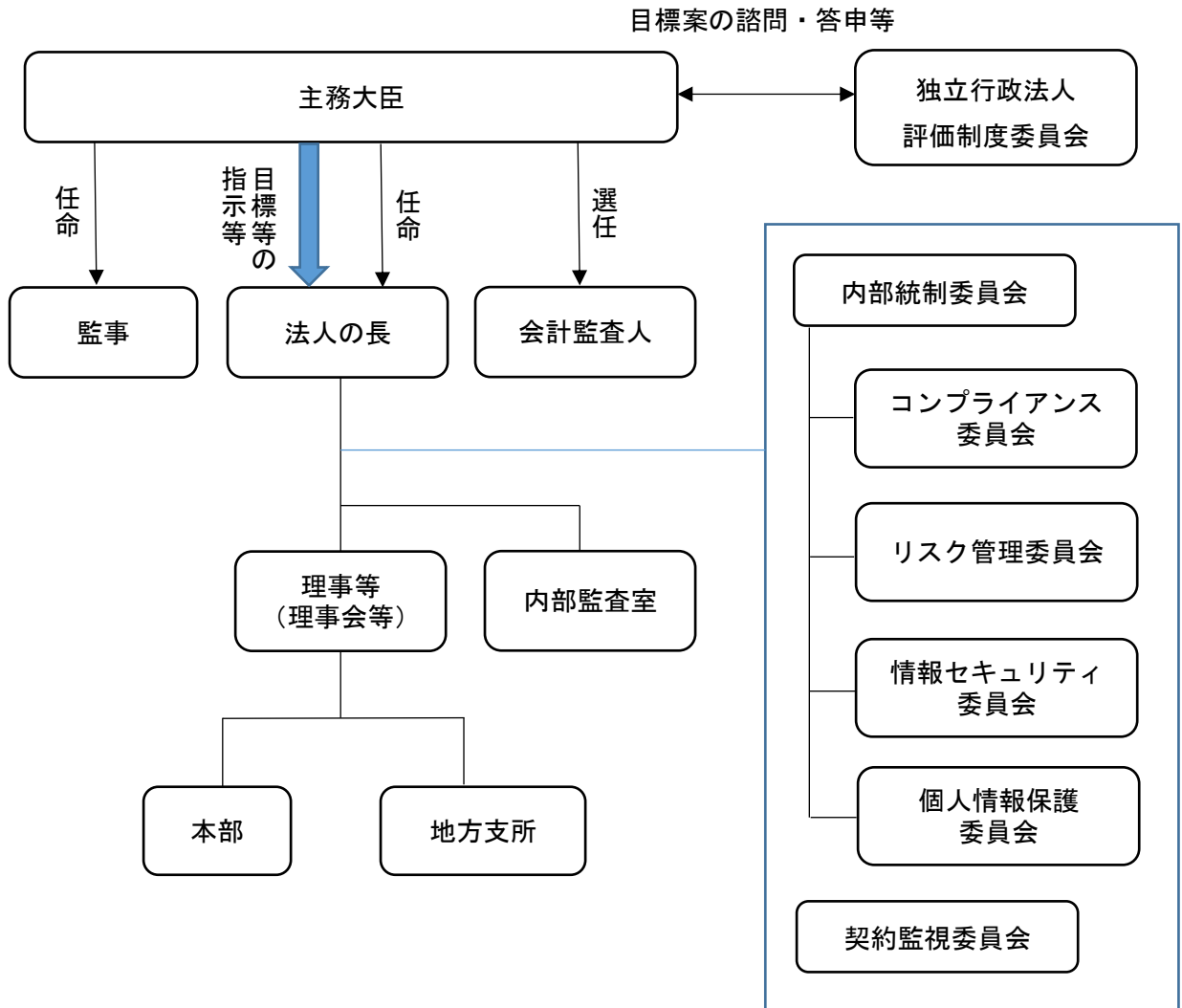
NASVAの主務大臣は国土交通大臣となります。(独立行政法人自動車事故対策機構法第22条)

#### ② ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は次のとおりです。なお、平成26年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成27年に内部統制基本方針を改正し、内部統制の目的が、NASVAの役職員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他NASVAの業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、NASVAのミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化したところです。また、内部統制機能の有効性チェックのための会計監査人の監査のほか、契約監視委員会など外部有識者等からなる委員会を設け定期的なモニタリング等を実施しております。

[内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。](#)

自動車事故対策機構のガバナンス体制図



## (2) 役員等の状況

## ① 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

(令和2年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	濱 隆司	自 平成29年4月1日 至 令和4年3月31日		昭和58年 4月 安田火災海上保険(株)採用 (現：損害保険ジャパン日本興 亜(株)) 平成23年11月 (株)損害保険ジャパン自動車 業務部長 平成25年 4月 (株)損害保険ジャパン執行役 員営業企画部長 日本興亜損害保険(株)執行役 員営業企画部長 平成26年 9月 損害保険ジャパン日本興亜 (株)執行役員営業企画部長 平成27年 4月 損害保険ジャパン日本興亜 (株)常務執行役員甲信越本部 長(兼)北陸本部長 平成29年 3月 損害保険ジャパン日本興亜 (株)退職
理 事	野澤 和行	自 平成30年4月1日 至 令和2年3月31日	総務 ・ 企画 ・ 自動車 アセス メント	昭和63年 4月 運輸省入省 平成27年 7月 国土交通省運輸安全委員会 事務局総務課長 平成29年 4月 国土交通省北陸信越運輸局 次長 平成30年 3月 国土交通省退職(役員出向)
理 事	勝又 泰二	自 平成28年4月1日 至 令和2年3月31日	事故 防止	昭和57年 4月 (株)日立物流採用 平成25年 4月 (株)日立物流理事グローバル 第一営業開発本部副本部長 平成26年 4月 (株)日立物流理事グローバル 営業統括本部グローバル営業 開発本部副本部長 平成28年 3月 (株)日立物流退職
理 事	扇澤 昭宏	自 平成30年1月16日 至 令和2年3月31日	経理 ・ 被害者 保護	昭和63年 4月 警察庁入省 平成23年 4月 警察庁長官官房給与厚生課給 与厚生企画官 兼 長官官房付 兼 関東管区警察局総務部 警務課長 平成25年 1月 警察大学校組織犯罪対策教養 部長 兼 警察庁刑事局組織犯 罪対策部付 平成26年 9月 警察庁生活安全局地域課長 平成28年 8月 秋田県警察本部長 平成30年 1月 警察庁退職(現役出向)

監 事	佐藤 晴彦	自 平成29年8月1日 至 令和3事業年度の 財務諸表承認日	昭和57年 4月 住友海上火災保険(株)採用 (現:三井住友海上火災保険(株)) 平成24年 4月 三井住友海上火災保険(株) 中部本部中部損害サポート 部長 平成26年 4月 三井住友海上火災保険(株) 理事 中部本部中部損害 サポート部長 平成28年 4月 三井住友海上火災保険(株) 理事 関西本部関西損害 サポート第二部長 平成29年 4月 三井住友海上火災保険(株) 金融公務営業推進本部公務部 開発顧問 平成29年 7月三井住友海上火災保険(株)退職
監 事 (非常勤)	加藤 俊子	自 平成29年8月1日 至 令和3事業年度の 財務諸表承認日	昭和58年 4月~ 弁護士(現職) 平成 8年 4月 日比谷見附法律事務所共同 経営(現職) 平成20年 4月 (一財)自賠責保険・共済紛争 処理機構紛争処理委員(現職)

② 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和元年度末現在347人(前期末比 8人増)であり、平均年齢は40.3歳(前期末40.6歳)となっている。このうち、国等からの出向者は100人、令和2年3月31日退職者は13人である。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
  - 千葉療護センター 中長期修繕計画に基づく修繕(取得原価 20百万円)
  - 千葉療護センター 全自動錠剤散薬分包機更新(取得原価 9百万円)
  - 千葉療護センター 患者情報システム更新(取得原価 118百万円)
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充  
該当なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等  
該当なし

(5) 純資産の状況

①資本金の状況

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	13,082	0	0	13,082
民間出資金	92	0	0	92
(内訳)				
一般社団法人日本損害保険協会	69	0	0	69
全国共済農業協同組合連合会	17	0	0	17
日本再共済生活協同組合連合会	6	0	0	6
資本金合計	13,174	0	0	13,174

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっております。

②目的積立金等の状況

当期総利益122百万円のうち、中期計画の剰余金の使途において定めた業務に充てるため、57百万円を目的積立金として申請しております。

令和元年度に前中期目標期間繰越積立金を取り崩した額は73,905円であり、その内容は前払費用73,905円であります。

(6) 財源の状況

①財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他）

令和元年度の法人単位の収入決算額は14,772百万円であり、国からの財源措置の他にも様々な収入があり、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率
政府借入金	375	2.5%
運営費交付金	7,317	49.5%
国庫補助金等	3,934	26.6%
回収金等収入	484	3.3%
業務収入	2,539	17.2%
その他収入	124	0.8%
合計	14,772	100%

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

②自己収入に関する説明

NASVAにおける自己収入として、業務収入及びその他収入があります。

収入全体の約2割を占める業務収入及びその他収入の主な内訳は、安全指導業務等において運送事業者等から徴収する各種手数料等2,660百万円、自動車アセスメント情報提供業務において自動車メーカー等から徴収する手数料2百万円となっております。

[詳細につきましては、後述の「9 業績の適正な評価の前提情報」の事業スキームもご覧ください。](#)

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

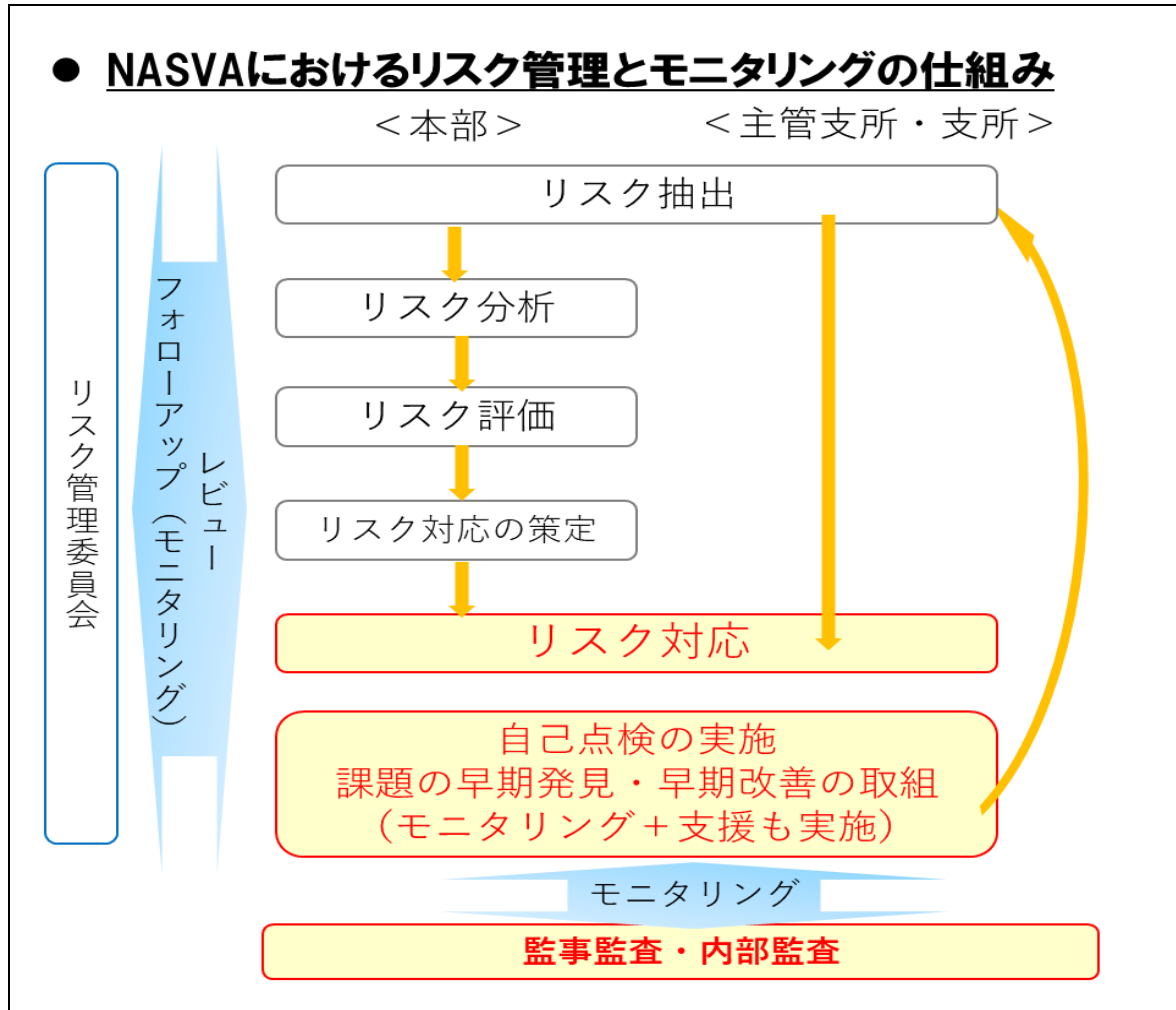
「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、地球温暖化対策を実践するため「独立行政法人自動車事故対策機構地球温暖化対策実行計画」を制定しており、環境物品の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用紙等の使用量の削減に努めております。

## 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

### (1) リスク管理の状況

NASVA では、リスク管理に関する事項を「独立行政法人自動車事故対策機構リスク管理規程」に定め、リスクの識別、分析及び評価並びにリスクに対する適切な対応を行っています。

業務リスクに伴うインシデントを未然に防止するため、リスク管理委員会を開催し、前年度に発生したリスクの識別・分析・評価を行い、自己点検を実施しています。また、過去に発生したリスク報告書の事案についてカテゴライズし、理事長への報告、対応及び再発防止策の策定を迅速に行うよう、マネージャー以上の全管理職に周知徹底を図っています。



### (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

#### ①コンプライアンス意識欠如

業務を運営していく上でコンプライアンスの確保やリスク管理が社会からより一層求められる中、役職員が業務遂行にあたりコンプライアンスを遵守できていなければ、重大な課題・リスクにつながり、社会から信用・信頼を失うため、NASVA では、役職員一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、社会から信用を得て、信頼されるとともに、NASVA が経営体として存続し、発展していくために、法令等の遵守の徹底並びに問題が発生した場合における迅速かつ的確な対応及び再発防止への取組みに関する基本的事項として「独立行政法人自動車事故対策機構コンプライアンス基本方針」を定めています。役職員の現状の認識

度を調査し、課題の抽出と対策を検討するため、コンプライアンス委員会を開催し、改めてコンプライアンス遵守の再徹底を図っています。

## ②情報セキュリティインシデント発生

情報セキュリティインシデントの発生は、業務に関わる個人情報漏洩や業務システムの安定的な運営を阻害する重大な課題・リスクの一つと認識しており、NASVA では、情報セキュリティを一定水準以上に保ち、維持するため基本となる「独立行政法人自動車事故対策機構情報セキュリティ基本方針」を定めることにより、適切な情報セキュリティ対策を実施し、もって、情報セキュリティの確保を図るとともに、効率的・効果的な情報通信技術の活用に努めています。標的型メール訓練を実施し、最近の情報セキュリティにかかる状況を踏まえ、「サイバー攻撃対策の遵守 6 則（標的型メール対策）」について、必要な改正を行い、全役職員に周知徹底を図っています。

## ③個人情報の漏洩

各業務に関わる個人情報の漏洩は、業務運営上の課題・リスクであり、外部からの侵入や不正持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務作業に伴う事故などによる情報の流出を未然に防止するため、NASVA は当該リスクの管理方針、体制整備、対応方針などを柱とした「独立行政法人自動車事故対策機構の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程」、「個人情報保護のための全職員が守るべきポイント 10 則」に基づき、常日頃からのモニタリングなどを通じ徹底した管理に努めています。

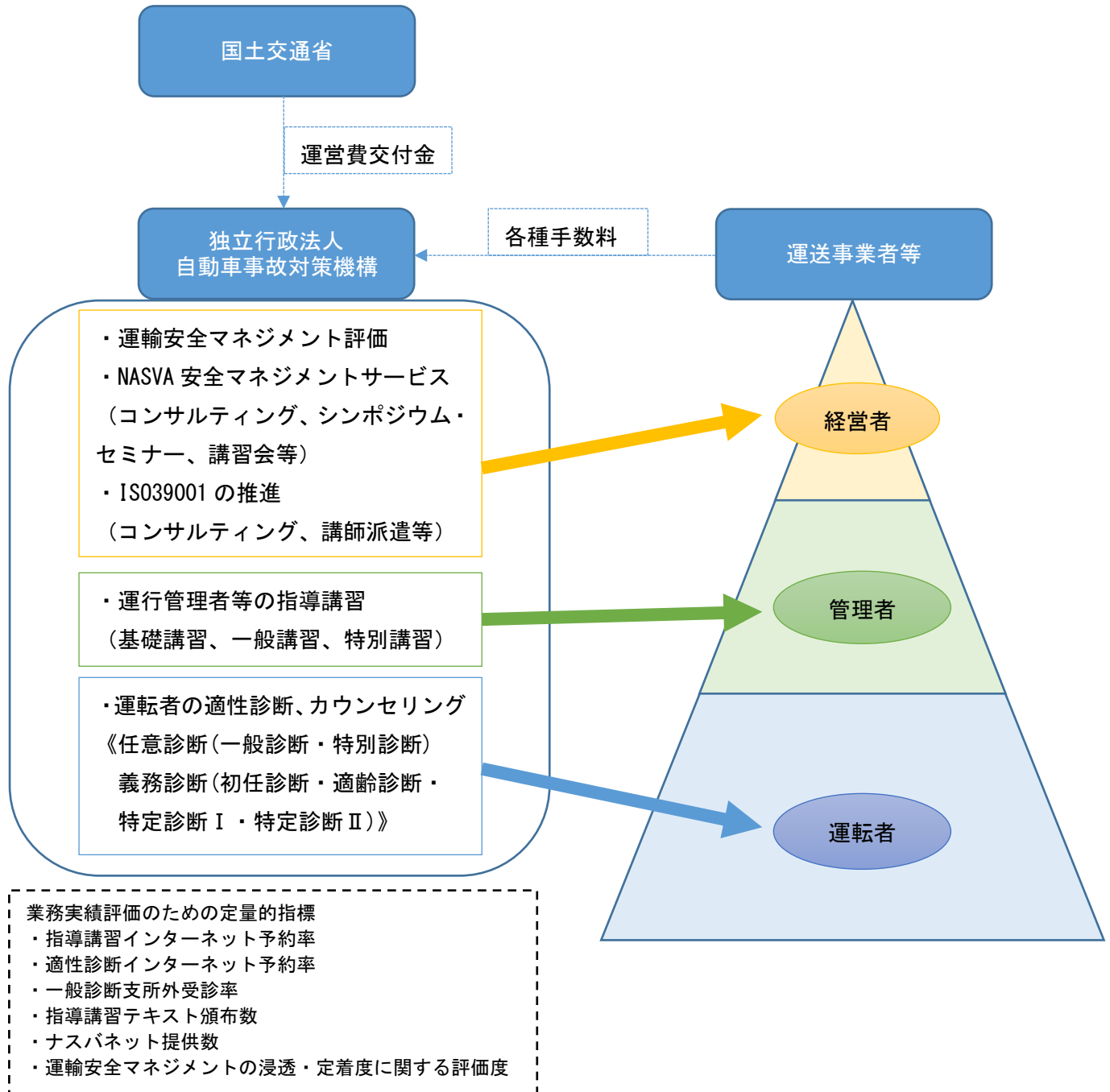


## 9. 業績の適正な評価の前提情報

令和元年度のNASVAの各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームを示します。

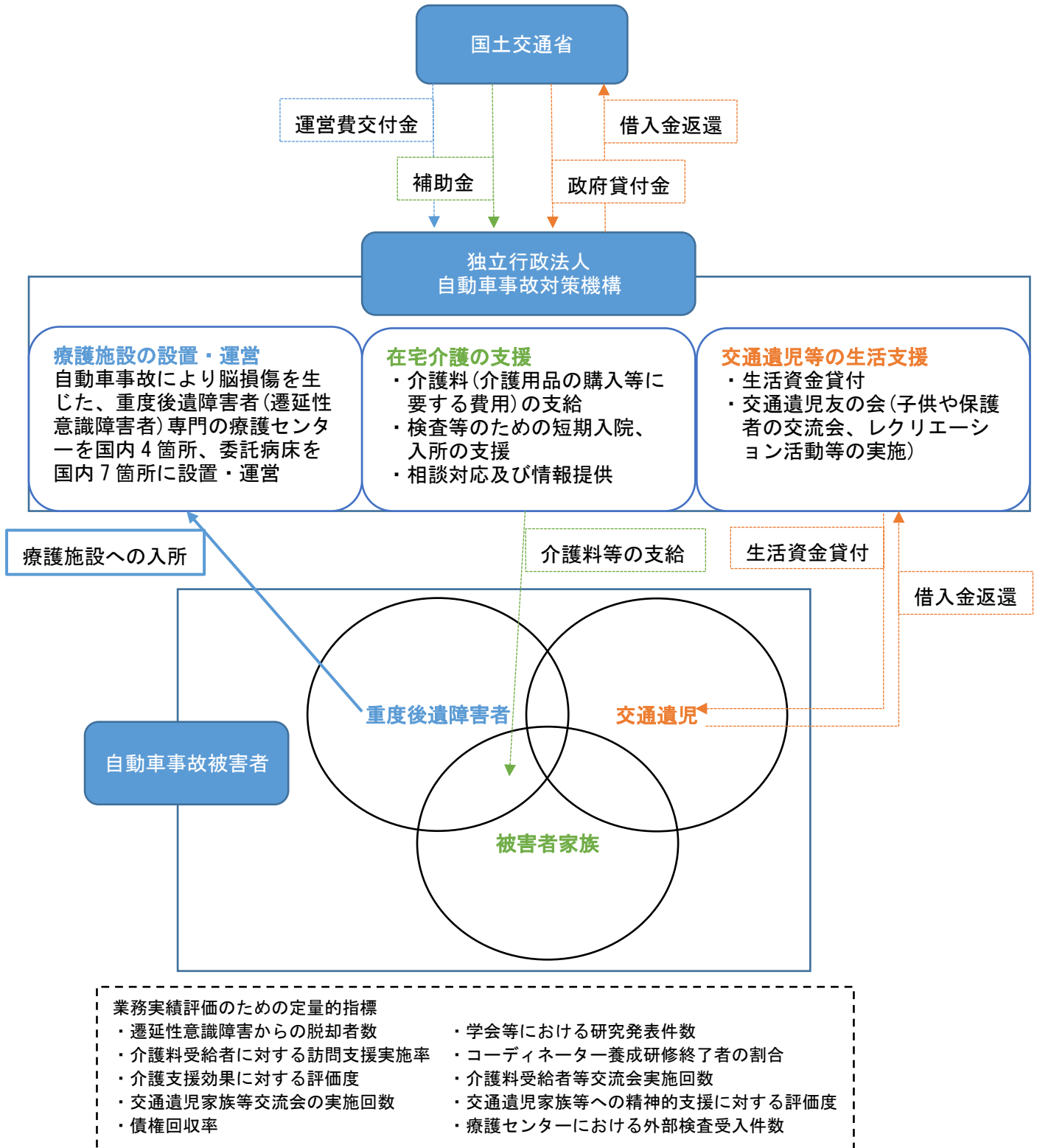
### 安全指導業務等

自動車事故防止のために、運行管理者等指導講習により、安全の確保に必要な管理手法の習得  
運転者適性診断により、運転の特性を診断し安全運転に役立つきめ細かなアドバイス  
安全マネジメント講習会等により、運輸安全マネジメントの浸透・定着  
運輸安全マネジメント評価・コンサルティング等により、個別事業者の安全マネジメント体制を支援



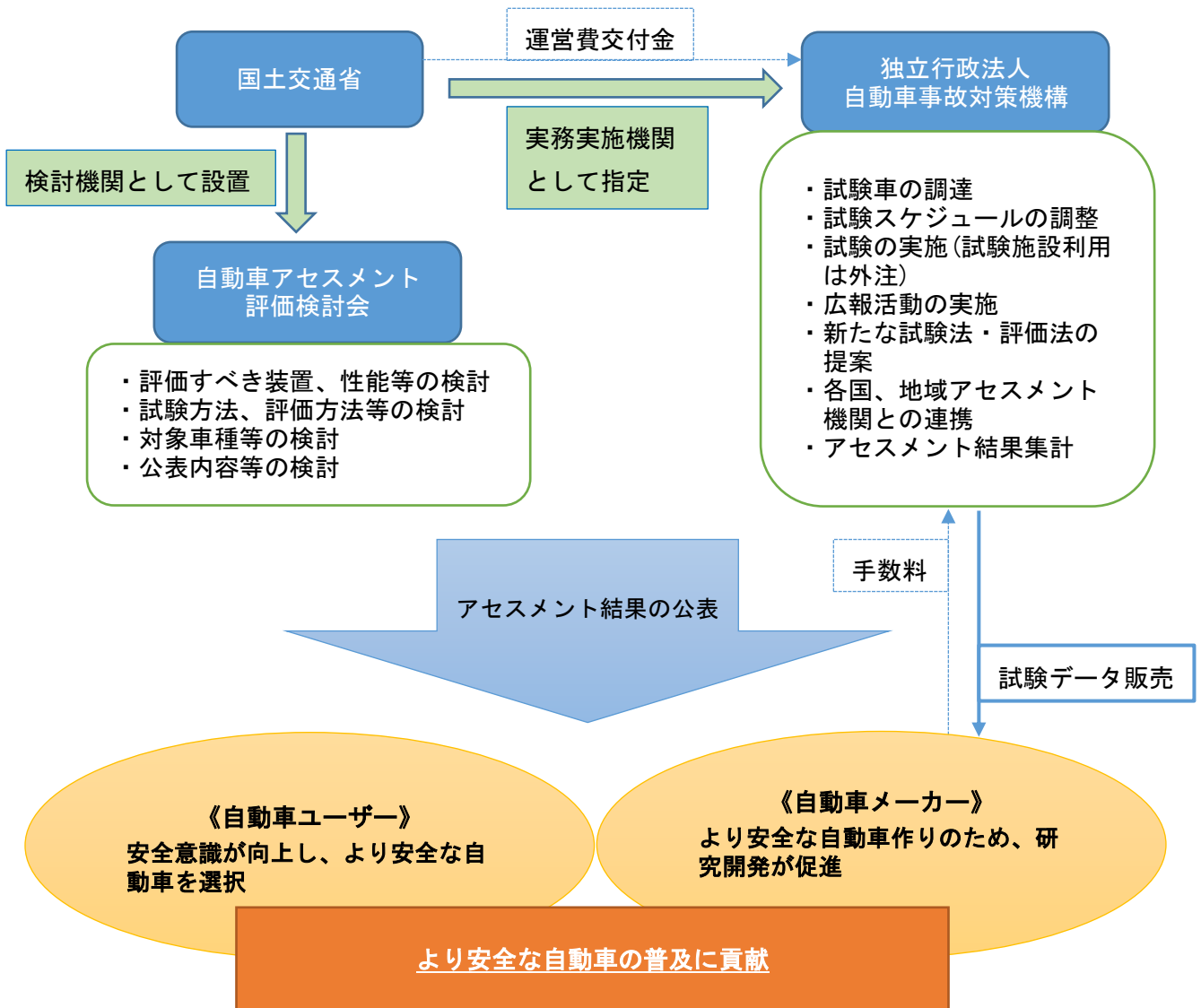
## 被害者援護業務

自動車事故による被害者の方の援護のために、  
 介護料の支給や医療施設の設置・運営による重度後遺障害者への援護  
 育成資金の無利子貸付や友の会の運営・家庭相談による交通遺児等への援護



## 自動車アセスメント情報提供業務

安全な自動車の普及・促進をはかるために、中立公正な立場で自動車アセスメント情報を積極的に公表



業務実績評価のための定量的指標

- ・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率
- ・広報活動実施件数

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

(単位：百万円)

項目	評価	行政コスト
<b>I. 国民に対するサービスその他の業務の質の向上</b>		
<b>安全指導業務等</b>	A	3,428 百万円
1. 指導講習・適性診断の充実。改善	B	
2. 民間参入の促進（重要度：高、難易度：高）	A	
3. 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着	B	
4. 国の安全対策への貢献（重要度：高）	A	
<b>被害者援護業務</b>	B	8,909 百万円
1. 治療・看護の充実（難易度：高）	B	
2. 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援	A	
3. 介護料の支給等（重要度：高、難易度：高）	B	
4. 貸付、精神的支援の実施	B	
5. 債権管理・回収の強化	B	
<b>自動車アセスメント情報提供業務</b>	B	883 百万円
1. 効率的・効果的な試験・評価の実施（重要度：高、難易度：高）	B	
2. わかりやすい情報提供	A	
<b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b>		
1. 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等	B	
2. 一般管理費、業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進	B	
3. 外部評価の実施、公表	B	
4. 業務の電子化及びシステムの最適化	B	
<b>III. 財務内容の改善に関する事項</b>		
1. 財務運営の適正化	B	
2. 自己収入等の拡大	B	
3. 保有資産の見直し	B	
<b>IV. その他業務運営に関する重要事項</b>		
1. 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	B	
2. 施設及び設備に関する事項	B	
3. 人事に関する計画	B	
4. 人材の活用	B	
5. 自動車事故対策に関する広報活動	A	
法人共通		3,014 百万円
合計		16,234 百万円

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっております。

[詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。](#)

(注) 評価区分

- S : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。
- C : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要求する。
- D : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
評定	B	B			

(注) 評定区分

- S : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。
- C : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要求する。
- D : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

## 11. 予算と決算との対比

### 要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
政府借入金	375	375	
運営費交付金	7,317	7,317	
施設整備費補助金	147	147	
政府補助金	3,920	3,787	
回収金等収入	349	484	※3
業務収入	2,421	2,539	
その他収入	84	124	※1.4.6.8
支出			
人件費	3,199	3,069	
業務経費	9,526	9,522	※2.7
施設整備費	147	147	
一般管理費	1,010	1,023	
貸付金	42	16	※5
借入金償還	728	728	

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっております。

#### 予算額と決算額の差額の説明

- ※1 講習テキスト等販売収入が予定を上回ったため
- ※2 業務経費が予定を上回ったため
- ※3 回収金が予定を上回ったため
- ※4 電柱・支線類敷地料受入のため
- ※5 新規貸付が予定を下回ったため
- ※6 アセスメント試験データ販売収入が予定を下回ったため
- ※7 経費削減に努めたため
- ※8 謝金受入等が予定を上回ったため

[詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。](#)

## 12. 財務諸表

### 要約した法人単位財務諸表

#### ① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	7,391	流動負債	2,590
現金・預金等	2,243	1年以内返済予定長期借入金	846
貸付金	4,293	その他	1,744
その他	856	固定負債	6,626
固定資産	10,433	長期借入金	3,590
有形固定資産	8,315	その他	3,036
無形固定資産	128	負債合計	9,215
投資その他の資産	1,990	純資産の部	
		資本金	13,174
		政府出資金	13,082
		民間出資金	92
		資本剰余金	△5,404
		利益剰余金	839
		純資産合計	8,609
資産合計	17,825	負債純資産合計	17,825

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

#### ② 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 損益計算書上の費用	15,790
業務費	11,782
一般管理費	1,968
財務費用	3
臨時損失	2,038
II その他行政コスト	444
減価償却相当額	444
除売却差額相当額	0
III 行政コスト	16,234

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

③ 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	13,753
業務費	11,782
人件費	1,983
減価償却費	293
療護業務委託費	3,043
介護料支給費	3,748
その他	2,716
一般管理費	1,968
人件費	692
減価償却費	54
賃借料	637
その他	584
財務費用	3
経常収益 (B)	13,876
補助金等収益等	10,368
自己収入等	2,660
その他	848
臨時損益 (C)	△2
その他調整額 (D)	0
当期総利益 (B-A+C+D)	122

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

④純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	13,174	△ 5,107	718	8,784
当期変動額				
固定資産の取得		147		147
固定資産の除売却		△ 0		△ 0
減価償却		△ 444		△ 444
当期純利益			122	122
前中期目標期間 繰越積立金取崩額			-	-
当期変動額合計	-	△ 297	122	△ 175
当期末残高	13,174	△ 5,404	839	8,609

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。



## ⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	896
人件費支出	△ 3,529
介護料支給による支出	△ 3,748
療護施設業務費支出	△ 3,033
補助金等収入	11,104
自己収入等	2,534
その他収入・支出	△ 2,433
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 350
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 398
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	147
V 資金期首残高 (E)	2,095
VI 資金期末残高 (F=D+E)	2,243

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

[詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。](#)

### 13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

#### (1) 各財務諸表の概要

##### ①貸借対照表

令和元年度末の資産残高は、17,825百万円となっておりその大宗は現金・預金や貸付金、固定資産等です。また、負債残高は9,215百万円となっておりますが、その大宗は交通遺児等への生活資金貸付の原資である国からの借入金や退職給付引当金を計上しております。

純資産の残高は8,609百万円であり、政府出資金、利益剰余金のほかに民間出資金92百万円を計上しております。

##### ②行政コスト計算書

損益計算書上の費用に加え、その他行政コストとして、出資金や施設整備費補助金を財源として取得した固定資産の減価償却相当額等で444百万円計上されており、この結果、行政コストは合計で16,234百万円となっております。

##### ③損益計算書

経常費用は13,753百万円、経常収益は13,876百万円であり、当期総利益は122百万円となっております。経常費用の主なものには介護料支給費(3,748百万円)及び療護業務委託費(3,043百万円)がありますが、何れも財源は補助金や運営費交付金であり、費用相当額を収益に計上するため、基本的には損益が生じない構造となっております。

また、運営費交付金を財源とした他の業務については、運営費交付金債務の収益化基準が業務達成基準となったことで多少の利益は生じるものの、当期総利益の大きな要因は、自己収入が計画額を上回ったことによるものです。

##### ④純資産変動計算書

当事業年度の純資産は、医療機器の更新等による施設費の資本剰余金への振替額147百万円、減価償却相当額444百万円などの結果、175百万円減少し、8,609百万円となっております。

##### ⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、自己収入等が2,534百万円、補助金等収入が11,104百万円に対し、その他収入・支出が12,743百万円となったことから、896百万円の資金増加となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、施設整備費補助金の受領等159百万円があったものの、有形固定資産の取得等509百万円があったことから350百万円の資金減少となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは、主に国への借入金返済によるものであり398百万円の資金減少となっております。これらによって147百万円余りの資金増加となり、期末残高は2,243百万円となりました。

#### (2) 財政状態及び運営状況について

NASVAの業務運営は概ね順調に進捗しており、現在の財政状況に大きな問題はありません。

#### 14. 内部統制の運用に関する情報

NASVA は、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその実施状況は次のとおりです。

##### 〈内部統制の運用（業務方法書第 20 条、第 24 条）〉

NASVA は、役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和元年度においては 3 月に開催しています。

##### 〈コンプライアンス違反等の事実発生時における対応（業務方法書第 24 条第 10 号）〉

NASVA は、コンプライアンスに係る体制を構築し、コンプライアンスの重要性を認識し、社会から信用を得て、信頼されるとともに、NASVA が経営体として存続し、発展していくために、法令等の遵守の徹底並びに問題が発生した場合における迅速かつ的確な対応及び再発防止への取組みに関する基本的事項を定めることを目的としてコンプライアンス委員会を設置し、令和元年度においては 12 月、1 月、2 月に開催しています。

##### 〈業務運営上のリスクの管理（業務方法書第 25 条）〉

NASVA は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応するため、リスク管理委員会を設置し、令和元年度においては 4 月、5 月、2 月、3 月に開催しています。

##### 〈情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項（業務方法書第 27 条）〉

NASVA は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備することとしており、情報セキュリティの確保に関しては、「情報セキュリティポリシー」を、個人情報保護に関する事項に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程」を定めて、必要な対策を講じています。

##### 〈監事及び監事監査・内部監査（業務方法書第 29 条、第 30 条）〉

監事は、法令及び規程に基づき役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、NASVA の業務及び財産状況の調査、国土交通大臣に提出しようとする書類の調査、重要な会議への出席、役職員及び会計監査人から受領した報告内容の検討、役職員に対する助言等を行い、監査終了後、監査報告を作成し、理事長及び国土交通大臣に提出します。

NASVA は、内部監査室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告します。令和元年度の業務に関する内部監査は適正に実施されたことを確認しています。

〈入札及び契約に関する事項（業務方法書第 32 条）〉

NASVA における入札等の適正を期し、入札談合に関する情報等に対する的確な対応を行うため、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を設置し、令和元年度においては 6 月に開催しています。

〈予算の適正な配分（業務方法書第 33 条）〉

NASVA は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための仕組み及び評価結果を予算の配分に活用する仕組みとして経理部が予算の執行状況を把握するとともに、その状況を踏まえた予算実施計画の変更を行っています。また、3 月の理事会において翌年度の当初予算を決定しています。

## 15. 法人の基本情報

### (1) 沿革

- 昭和 48 年 7 月 自動車事故対策センター法（昭和 48 年法律第 65 号）成立
- 昭和 48 年 12 月 認可法人自動車事故対策センター設立
- 平成 14 年 12 月 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）成立
- 平成 15 年 10 月 独立行政法人自動車事故対策機構設立  
（認可法人自動車事故対策センター解散）

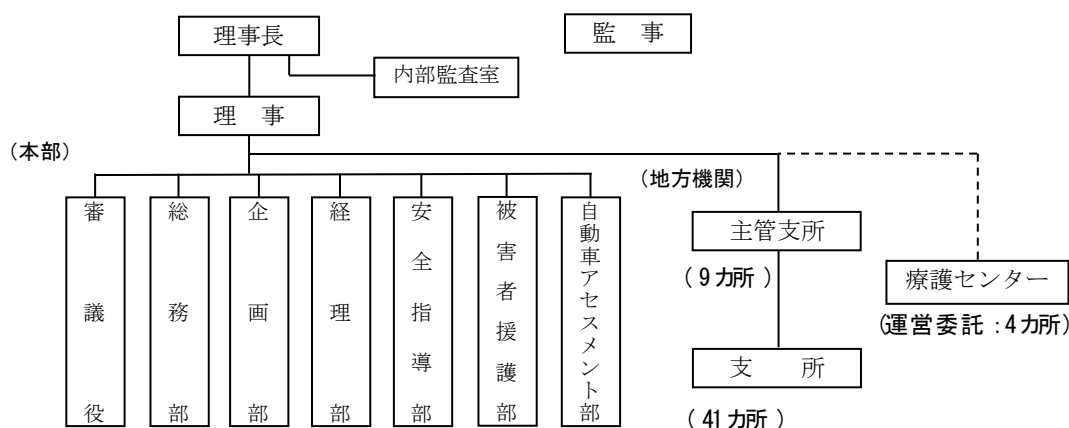
### (2) 設立根拠法

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）

### (3) 主務大臣（主務省所管課等）

国土交通大臣（国土交通省自動車局保障制度参事官室）

### (4) 組織図



### (5) 事務所所在地（令和 2 年 3 月 31 日現在）

- 本 部：東京都墨田区錦糸 3-2-1 アルカイースト
- 札幌主管支所：札幌市中央区北 2 条東 12-98-42 北 2 条新川ビル
- 函館支所：函館市美原 1-18-10 函館東京海上日動ビル
- 釧路支所：釧路市黒金町 7-4-1 太平洋興発ビル
- 旭川支所：旭川市流通団地 2 条 4-32-1 旭川地区トラック研修センター
- 仙台主管支所：仙台市若林区卸町 5-8-3 宮城県トラック会館
- 福島支所：福島市栄町 7-33 福島トヨタビル
- 岩手支所：盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋 106 ビル
- 青森支所：青森市大字浜田字豊田 139-21 青森県交通会館
- 山形支所：山形市十日町 2-4-19 ハーモニー山形ビル
- 秋田支所：秋田市八橋大畑 2-12-53 秋田県自動車会館
- 新潟主管支所：新潟市中央区新光町 6-4 新潟県トラック総合会館
- 長野支所：長野市南長池 710-3 長野県トラック会館
- 石川支所：金沢市直江東 1-2 石川県自動車会館
- 富山支所：富山市婦中町島本郷 1-5 富山県トラック会館
- 東京主管支所：東京都墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル

神奈川支所：横浜市港北区新横浜 2-11-1 神奈川県トラック総合会館  
 千葉支所：千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデン マリブウエスト  
 埼玉支所：さいたま市浦和区仲町 3-12-6 J・S-1ビル  
 茨城支所：水戸市泉町 3-1-28 第2中央ビル  
 群馬支所：高崎市問屋町 4-5-4 高崎トラック会館  
 栃木支所：宇都宮市駒生町 1288-2 宇都宮ロイヤルコーポ  
 山梨支所：笛吹市石和町唐柏 1000-7 山梨県自動車総合会館  
 名古屋主管支所：名古屋市中区錦 1-18-22 名古屋ATビル  
 静岡支所：静岡市葵区日出町 1-2 TOKAI 日出町ビル  
 岐阜支所：岐阜市金町 4-30 明治安田生命岐阜金町ビル  
 三重支所：四日市市諏訪町 4-5 四日市諏訪町ビル  
 福井支所：福井市大手 3-2-1 福井ビル  
 大阪主管支所：大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通FNビル  
 京都支所：京都市伏見区竹田向代町 51-5 京都自動車会館  
 兵庫支所：神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル  
 滋賀支所：守山市木浜町 2298-4 滋賀県トラック総合会館  
 奈良支所：奈良市三条本町 9-21 JR奈良伝宝ビル  
 和歌山支所：和歌山市八番丁 11 日本生命和歌山八番丁ビル  
 広島主管支所：広島市西区観音新町 2-4-25 第一菱興ビル  
 鳥取支所：鳥取市丸山町 219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル  
 島根支所：松江市母衣町 55 松江商工会議所ビル  
 岡山支所：岡山市北区青江 1-22-33 岡山県トラック総合研修会館  
 山口支所：山口市吉敷下東 1-3-1 山陽ビル吉敷  
 高松主管支所：高松市福岡町 3-3-6 香川県トラック協会安全研修センタービル  
 徳島支所：徳島市北田宮 2-14-50 徳島県トラック会館  
 愛媛支所：松山市井門町 1081-1 愛媛県トラック総合サービスセンター  
 高知支所：高知市南の丸町 5-17 高知県トラック会館  
 福岡主管支所：福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル  
 佐賀支所：佐賀市駅南本町 6-4 佐賀中央第一生命ビルディング  
 長崎支所：長崎市万才町 7-1 TBM長崎ビル  
 熊本支所：熊本市中央区花畑町 4-7 朝日新聞第一生命ビルディング  
 大分支所：大分市向原西 1-1-27 大分県トラック会館ビル  
 宮崎支所：宮崎市恒久 1-7-21 宮崎県トラック協会総合研修会館  
 鹿児島支所：鹿児島市与次郎 2-4-35 KSC 鴨池  
 沖縄支所：那覇市泉崎 2-103-4 沖縄県ハイヤー・タクシー協会  
 千葉療護センター：千葉市美浜区磯辺 3-30-1  
 東北療護センター：仙台市太白区長町南 4-20-6  
 岡山療護センター：岡山市北区西古松 2-8-35  
 中部療護センター：美濃加茂市古井町下古井 630

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況  
 当事業年度は該当ありません。

## (7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資産	20,465	19,148	16,687	16,509	17,825
負債	11,369	8,416	7,778	7,725	9,215
純資産	9,095	10,732	8,909	8,784	8,609
行政コスト	-	-	-	-	16,234
経常費用	12,298	12,361	12,297	12,721	13,753
経常収益	12,271	12,904	12,492	12,988	13,876
当期総利益	△ 33	1,835	218	261	122

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっております。

## (8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）

【予算】

(単位：百万円)

収入	金額	支出	金額
政府借入金	392	人件費	3,112
運営費交付金	7,350	業務経費	9,586
施設整備費補助金	140	施設整備費	140
政府補助金	3,929	一般管理費	1,142
回収金等収入	355	貸付金	23
業務収入	2,469	借入金償還	846
その他収入	93		
合計	14,726	合計	14,848

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

## 【収支計画】

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	14,091
経常費用	14,091
人件費	3,112
業務費	9,499
管理関係業務費	1,478
財務費用	2
臨時損失	0
収益の部	14,144
運営費交付金収益	7,204
政府補助金	3,929
業務収入	2,469
その他収入	144
資産見返負債戻入	399
臨時利益	0
純利益	53
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	53

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

## 【資金計画】

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	15,598
業務活動による支出	13,858
投資活動による支出	175
財務活動による支出	899
翌年度への繰越金	666
資金収入	15,598
業務活動による収入	14,206
運営費交付金による収入	7,350
政府補助金による収入	3,929
業務収入	2,822
その他収入	105
投資活動による収入	140
財務活動による収入	392
前年度よりの繰越金	861

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。



## 16. 参考情報

### (1) 要約した財務諸表の科目の説明

#### ① 貸借対照表

現金・預金等	:	現金、預金
貸付金	:	長期借入金を財源とした交通遺児育成資金等の貸付金
有形固定資産	:	土地、建物、機械装置、車両、工具など長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
無形固定資産	:	ソフトウェア等
投資その他の資産	:	敷金・保証金等
長期借入金等	:	交通遺児育成資金等の貸付金の財源として国から借り入れた長期借入金（1年以内に償還日が到来するものは「1年以内返済予定長期借入金」に計上）
政府出資金	:	国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
民間出資金	:	民間からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	:	国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	:	独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

#### ② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	:	独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用
減価償却相当額	:	償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）
除売却差額相当額	:	償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除売却差額相当額

#### ③ 損益計算書

業務費	:	独立行政法人の業務に要した費用
人件費	:	給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の役職員に要する経費
減価償却費	:	業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
療護業務委託費	:	療護施設の運営委託に要する経費
介護料支給費	:	介護料の支給に要する経費
賃借料	:	事務所等の賃借に要する経費
財務費用	:	利息の支払に要する経費
補助金等収益等	:	国からの補助金及び運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等	:	手数料収入などの収益
臨時損益	:	固定資産の売却損益等
その他調整額	:	前中期目標期間繰越積立金の取崩額

④ 純資産変動計算書

当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている金額

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー : 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出

財務活動によるキャッシュ・フロー : 長期借入金の借入れ・返済による収入・支出等

(2) その他公表資料等との関係の説明

【公式ホームページ】

NASVA のご案内や各業務を通じて得られた知見や情報を発信しております。  
資料のダウンロードも可能です。  
<http://www.nasva.go.jp/>



【You Tube チャンネル】

各業務のご紹介や、在宅介護に役立つ動画等が視聴できます。  
<https://www.youtube.com/channel/UC73qpyTtjAq6Ic1TFDDyVZg>



【問合せ・相談窓口】

交通事故に遭われ、相談先にお困りの方へ、相談窓口のご紹介やNASVAのサービスをご案内しております。

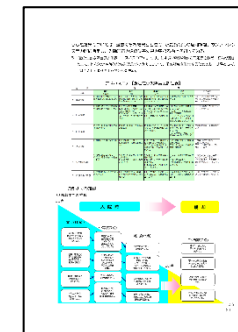
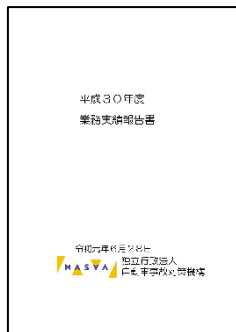


【Facebook ページ】

NASVA が発信する情報をタイムリーにお届けしています。



<総合パンフレット>



<業務実績報告書>

